

1 DPAT 活動準備

ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入れが少ない状況下で、活動することを想定し、活動準備を行う。

活動資機材

被災地の交通事情やライフラインの被害等、あらゆる状況を想定し、移動、医薬品等の医療資機材の調達、生活手段等については、自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とする。（ただし、活動に際して、資機材の調達、関係機関との連絡調整等の後方支援が必要な場合は、DPAT 活動拠点本部を通じて DPAT 調整本部に依頼する。）

- 通信機器、記録機器等
- 装備品
- 生活用品、雑品
- 医薬品
- 個人装備
- ※ 移動手段

2 DPAT 活動

DPAT の各班は、原則として、DPAT 活動拠点本部に参集し、その指揮下で被災地域での活動を行う。

災害のステージと DPAT 活動の変化【イメージ】

初動期	早期	中期	長期
被災直後～1週間	1週間～1か月程度	1か月～3か月程度	3か月程度～
傷病者が多数発生し、ライフラインや交通機関等が途絶している状態から、被害状況が少しずつ把握でき始めている状況。	地域医療やライフライン機能等が徐々に回復し始めている状況。	避難生活が長期化し、生活環境のストレスなどにより、症状が長引く状況。	避難所が閉鎖されていき、仮設住宅が設置され始めるなど、新しい環境への適応に困難を感じやすくなる状況。

- 情報収集とアセスメント → ----->
- 精神科医療システムに対する支援 → ----->
 - 一般住民及び支援者に対する支援 → ----->
 - 精神保健に係る普及啓発 → ----->
- 活動実績の登録 → ----->

1：情報収集とアセスメント

- 被災が予想される又は患者が集中する精神科医療機関、医療救護所及び避難所等へ出向き、状況やニーズの把握に努める。
- 収集した情報を基に、活動場所における精神保健医療に関するニーズのアセスメントを行う。
- 収集した情報やアセスメントの内容を、DPAT 活動拠点本部へ報告する。DPAT 活動拠点本部が立ち上がっていない場合は、県庁内に設置する DPAT 調整本部へ報告する。

2：精神科医療システムに対する支援

- 災害等によって被災した精神科医療機関又は患者が集中する精神科医療機関の機能の補完を行う。
- 医療救護所に搬送された患者に対して、精神科医療の支援を行う。

3：一般住民及び支援者に対する支援

- 避難所や住居を訪問し、災害等のストレスによって新たに生じた精神的問題を抱える一般住民に対して支援を行う。
- 地域の医療従事者、消防・警察・保健・行政職員等の災害時の支援者に対して支援を行う。

4：精神保健に係る普及啓発

- 災害等による心的外傷後ストレス障害（PTSD）等を未然に防止するため、一般住民及び支援者を対象とした精神保健に係る普及啓発を行う。

DPAT の大まかな活動の流れ（活動期間が6日間の場合）

活動日	時間	活動内容等
1日目	—	移動
	17:00～ (30分程度)	活動拠点本部での引継ぎ
2日目～4日目	8:30～ (30分程度)	活動拠点本部でのミーティング 情報収集と活動内容の確認
	10:00頃～	配置場所での活動
	16:30～ (30分程度)	活動拠点本部でのミーティング
5日目 (16:30以前は2日目～4日目と同じ)	17:00～ (60分程度)	活動記録の作成（紙媒体作成、DMHISS 入力）
	16:30～ (30分程度)	活動拠点本部でのミーティング
	17:00～ (30分程度)	活動拠点本部での引継ぎ
6日目	17:30～ (60分程度)	動記録の作成（紙媒体作成、DMHISS 入力）
	—	移動

※ 臨機応変に対応していく。

5：活動実績の報告

- 災害精神保健医療情報支援システム（DMHISS）に活動実績を登録する。

6：活動情報の引継ぎ

- DPAT 活動を交代する場合は、後続班に情報の引継ぎを行うとともに、活動した場所を所管する者に対して情報の引継ぎを行う。

7：その他必要な業務

- 1～6以外に、必要な業務を行う。

※ マニュアルについて

今後作成する予定である「岩手 DPAT 活動マニュアル」や既存の「岩手県災害時こころのケアマニュアル」を使用し、避難者、被害者及び支援者等に対する具体的な対応等を行う。